

2022年8月16日  
出光興産株式会社

## 令和4年8月3日からの大雨により被災されたお客様に対する 電気料金等の特別措置について

2022年8月3日からの大雨により被災されたお客様に、心からお見舞い申し上げます。

当社は、この大雨に伴う被害により、災害救助法が適用された石川県金沢市、白山市、小松市、加賀市、野々市市、能美市、能美郡川北町、福井県南条郡南越前町およびその周辺地域において、電気料金等の特別措置の適用を行うことといたしました。

対象となる地域において、被災されたお客様からのお申し出に応じて適用させていただきます。お客様の状況に応じて、ご相談させていただきますので、下記連絡先へご連絡ください。

### 1 適用対象

令和4年8月3日からの大雨により災害救助法が適用された市町村および隣接する市町村で当社と電気のご契約をいただいているお客様。

災害救助法の対象となる市町村は別紙および内閣府ホームページにおいてご確認ください。

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

### 2 特別措置の内容

#### ア 電気料金の支払期日の1ヶ月間延長

以下表の通り、電気料金の支払期限を延伸いたします。

低圧のお客様	2022年5月、6月、7月および8月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。
高圧・特別高圧のお客様	2022年7月、8月、9月および10月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。

#### イ 不使用月の電気料金の免除

被災日から継続して電気を使用しなかった月の電気料金を被災日が属する月分の翌月分から6ヶ月間に限り、免除いたします。

#### ウ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害のため一時使用不能となった電気設備について、2023年2月末日までの間は、復旧するまでその使用不能設備分の基本料金を申し受けません。

■お問合せ先

低圧のお客様

出光興産「電気お客様センター」  
☎0120-033-364（フリーダイヤル）  
※ガイドス 6「その他」をお選びください  
【受付時間】9:00-17:30(12月29日~1月3日を除く)

高圧・特別高圧のお客様

出光興産株式会社 電力・再生可能エネルギー事業部  
☎03-6870-6552  
【受付時間】9:00-17:30(土日祝日および年末年始・当社指定休日を除く)

(別紙)

**対象市町村名**

<災害救助法適用日：8月4日>

●災害救助法適用市町村

都道府県	市町村
石川県	金沢市、白山市、小松市、加賀市、野々市市、能美市、能美郡川北町
福井県	南条郡南越前町

●隣接市町村

都道府県	市町村
富山県	小矢部市、南砺市
石川県	河北郡津幡町、河北郡内灘町
福井県	坂井市、越前市、敦賀市、大野市、あわら市、勝山市、丹生郡越前町、今立郡池田町

以上